

## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置</p> <p>(国税6)(法人税:義、所得税:外、地価税:外、相続税:外、登録免許税:外、消費税:外、印紙税:外)</p> <p>(地方税6)(法人住民税:義、法人事業税:義、個人住民税:外、不動産取得税:外、固定資産税:外、事業所税:外、都市計画税:外、自動車税:外、軽自動車税:外、自動車取得税:外、鉱区税:外、水利地益税:外、共同施設税:外、宅地開発税:外、特別土地保有税:外)</p>
2	要望の内容	<p>独立行政法人改革については、本年6月の第3回行政改革推進会議において、制度見直しを中心に中間的整理を行ったところ。また、同会議において、総理から、中間的整理を踏まえ、本年末に向けて、個別法人の組織見直しなど更に検討を進めるよう指示がなされているところ。検討の結果に従い、以下の独立行政法人の組織見直しを実現するに際し、所得税、法人税、地価税、相続税、登録免許税、消費税、印紙税について、税制上の所要の措置を講ずること。</p> <p>○ 独立行政法人環境再生保全機構</p> <p>○ 独立行政法人国立環境研究所</p> <p>○ 独立行政法人原子力安全基盤機構</p>
3	担当部局	<p>【独立行政法人環境再生保全機構】</p> <p>環境省総合環境政策局総務課</p> <p>【独立行政法人国立環境研究所】</p> <p>環境省総合環境政策局総務課環境研究技術室</p> <p>【独立行政法人原子力安全基盤機構】</p> <p>原子力規制委員会原子力規制庁総務課</p>
4	評価実施時期	—
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	—
7	必要性等	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>—</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>—</p>
	① 政策目的及びその根拠	—
	② 政策体系における政策目的の位置付	—

		け	
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 —</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 —</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 —</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇) —</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	—
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	—

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	—